



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

35

答え・相続財産の範囲

1. はじめに

前回、前々回に引き続き、遺産分割調停について述べます。遺産分割調停は、遺産をどのように分けるかを決めるだけという一見単純な調停なのですが、実は確認事項が数多くあり、非常に解決

難い調停です。今回は、実際にどのような点を確認する必要があるのかを述べます。

2. 相続財産の範囲

相続人の確認は当然必要ですが、次に確認するべきものが相続財産の範囲です。遺産分割調停でこの範囲を特定するときは、民法903条第1項に

「共同相続人中に、被相続人から特別受益の主張がなされ、また、相手方が隠し持っている相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

の難しい調停です。今回は、実際にどのような点を確認する必要があるのかを述べます。

2. 相続財産の範囲

相続人の確認は当然必要ですが、次に確認するべきものが相続財産の範囲です。遺産分割調停でこの範囲を特定するときは、民法903条第1項に

「共同相続人中に、被相続人から特別受益の主張がなされ、また、相手方が隠し持っている相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

の相続人が遺産を先取りしてしまっている場合に、他の相続人から特別受益の主張がなされ、また、相手方が隠し持っている相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

3. 特別受益の条文

民法903条第1項に

「共同相続人中に、被相続人から特別受益の主張がなされ、また、相手方が隠し持っている相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

の相続人が遺産を先取りしてしまっている場合に、他の相続人から特別受益の主張がなされ、また、相手方が隠し持っている相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

の相続人が遺産を先取りしてしまっている場合に、他の相続人から特別受益の主張がなされ、また、相手方が隠し持っている相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

の相続人が遺産を先取りしてしまっている場合に、他の相続人から特別受益の主張がなされ、また、相手方が隠し持っている相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

遺産分割調停での最初の確認事項

「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けたのは、本来は特定の相続人の財産であるのに遺産分割の対象財産に含まれてしまっているものをいいます。特定の相続人が遺産を先取りした場合に、他の相続人に対して、他の相続人が既に得てしまっているときのその利益をいいます。特定

5. 裁判の限界

相手方の使い込みの事実を明らかにして欲しい、または、相手方が隠している相続財産を見つけて欲しいという依頼がよくあります。しかし、真実はわかりません。調停中に反省した相続人が心をいれかえて全てを明らかにすれば良いのですが、そのようなことはありませぬ。また、裁判所はあくまでも当事者の活動を前提に判断するのみで、自ら積極的に真実解

6. 具体的分割方法

ここまでの地ならしを

この範囲を今回の遺産分割調停の対象にしようとは、あくまでも私個人の意見ですので、その点、ご了解ください。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所) 大阪北区梅田1-2-2-1000号、電話06-6345-11618、<http://umedat-law.jp>

主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、専門相談員(遺言相続)家事債務整理)交通労働、大阪住宅紛争審査会運営委員。ピラティス受講。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。